

# 名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会  
〒462-0035 北区大野町3-19  
TEL (052)915-8111  
FAX (052)915-8114  
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

## 中小業者の要求を市政に届けよう！

中小業者の声を市政に

### 日本共産党名古屋市議団と市内民商の懇談が行われました

共産党市議団の申し入れで、市内民商会長・事務局長との懇談が行われました。共産党からは、3人の市議全員、民商からは、会長、事務局長8人が参加。

岡田ゆき子市議が、「皆さんとの懇談を通して、中小業者支援、国保、市税、子育てなど2026年度要望を練り上げていきたい」「中小業者の皆さんの状況や要望を聞かせてください」と話し、懇談を始めました。民商からは、「本陣市税事務所の特別滞納整理課の対応がひどい。差し押さえたとしても、業者は自分で売上を作ればいいでしょと言われた」「差し押さえた売掛金は1か所だから、他の売上先で生活すればいいと担当者に言われた」「業者の実態が分かっていない」と現在の相談内容について話しました。国保も市税も、相談というより、差押ありきで競い合っている状況をどう変えたらいいのか、と話し合いました。市議からは、「万博の工事代金未払いの相談があったら、ぜひ教えてほしい」と要望が出されました。また、10月17日に行われる市交渉に向けて、特別滞納整理課についての項目を入れて、担当者に出るよう要請することなどを話し合いました。



満仲市議、田口市議、岡田市議



昨年、「インボイス廃止を求める意見書採択を求める請願」の紹介議員となったのは、日本共産党だけでした。財政福祉委員会（2024年9月3日）でも、日本共産党の田口市議が、「インボイスのために、多くの中小業者、フリーランスが苦しめられている。税制で商売がつぶれるようなことがあってはならない。インボイス廃止を国に求めよ」と請願の採択を迫りました。しかし他党の議員からは一言の発言もなく、議長一任で不採択にしまいました。

今後も、日本共産党市議団と協力して、名古屋市へ私たち中小業者の声を届けるため、懇談を継続していきます。

## 緊急車両の走行と一般車両の義務

弁護士 坂輪

萌子(名古屋北法律事務所)

今年も夏がやってきましたが、例年以上に熱中症への警戒が必要です。レジャーや夏ならではのイベントを楽しむ方も多いですが、レジャー中の体調不良や怪我等のため、夏は救急搬送車が多い時期です。緊急自動車（消防車・救急車・パトカーなど）がサイレンを鳴らして道路を走行しているとき、一般の運転者には法律上の義務があります。これは道路交通法および消防法によって定められています。まず道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合、他の車両は道路の左側に寄り、緊急自動車に進路を譲らなければならないと定められています。交差点付近では特に注意が必要で、一般の車両は交差点を避けて道路の左側に寄り、一時停止することが求められています。また、消防車については、他の車両は、当該消防車の通行を妨げることは禁止されています。



一般の車両が緊急自動車を優先させなかったり、消防車の走行を妨害したりする場合には、「緊急自動車妨害等違反」に該当し、罰金刑や違反点数が科せられることになります。

消防法では、歩行者の義務も定められており、消防車が火災現場に向かっているときは、歩行者も消防車

マイナ保険証の方も「資格確認書」申請できます

名古屋市から国民健康保険証に代わる「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が届いています。マイナ保険証の登録をしていますが、高齢者や障害がある方(利用困難な方)は、申請により「資格確認書」の交付を受けることができます。詳しくは、区役所窓口へ。

